

答申保第74号  
令和5年9月7日  
(諮問保第96号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報を開示しないとした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第11条の規定に基づき、令和4年5月22日付けで、「鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課において、精神保健福祉相談記録（受付番号〇号）をもとに作成した全ての書面に記載されている私こと〇〇の情報」の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し実施機関は、令和4年6月8日付け障福第154号で、保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和4年7月16日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

「本件処分を取り消す」との裁決を求めるといものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 令和〇年〇月〇日付け公文書開示請求について

(ア) 令和〇年〇月〇日付け公文書開示請求書により「鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課において、精神保健福祉相談記録（〇号）をもとに作成した全ての書面」について開示請求をした。

(イ) 令和〇年〇月〇日に実施機関から受信したメールには、同請求に係る公文書についての公文書開示請求は、存否応答拒否も含め大部分が開示しない旨が記されていた。

さらに、同請求については、これまでの保有個人情報開示請求にて既知の文書が対象となる見込みであるとし、確認を促す旨が記されていた。

(ウ) 公文書不開示に関する処分を受け、実施機関はその理由を存否応答拒否としてい

た。

- (㉔) 実施機関は、対象文書について検討したところ、「鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課において保有する、精神保健福祉相談記録（受付番号〇号）をもとに作成した全ての書面」を請求しているものと判断している。
- (㉕) このことについては、実施機関は弁明書に記載のとおりであり、また、審査請求人は、実施機関に対する令和〇年〇月〇日付け保有個人情報開示請求書にて、「県（但し、くらし保健福祉部障害福祉課及び〇〇地域振興局保健福祉環境部を除く。）が保有する、精神保健福祉相談記録（受付番号〇号）をもとに作成した全ての書面に記載されている開示請求者の情報」の請求をし、その後の決定を受けていることから、審査請求人と実施機関の間において意図及び判断等は合致している。
- (㉖) 実施機関は弁明書に、上記(㉔)の対象文書は、〇〇地域振興局保健福祉環境部が作成した精神相談記録（継続者用）が該当するが、審査請求人の過去の保有個人情報開示請求にて既に開示したことがある文書であるとしている。
- (㉗) しかしながら、精神相談記録（継続者用）については、「精神保健福祉相談記録（受付番号〇号）」の一部であり、つまり、審査請求人は、実施機関が作成した精神保健福祉相談記録（新規）と精神相談記録（継続者用）の両方を「精神保健福祉相談記録（受付番号〇号）」として、これがもととなる全ての書面を請求しているのであり、実施機関は、精神保健福祉相談記録（新規）のみを前提としていると認められることから、審査請求人の当該開示請求に対し適正にに応じているとはいえない。
- (㉘) なお、実施機関は、上記(㉖)の既に開示したことがある旨及び情報公開制度における個人情報の取扱いについて、令和〇年〇月〇日に受信したメールのとおり、審査請求人に対し文書名を示さないまま確認をしている中で、弁明書によると実施機関のいう「既に御覧になっている文書」とは精神相談記録（継続者用）を指すと認められるところ、審査請求人は、過去の保有個人情報開示請求では、精神保健福祉相談記録（新規）と精神相談記録（継続者用）は両方一体として開示を受けており、また当該文書の性質をして片方単体では不十分なものであることから、よもや精神相談記録（継続者用）単体を指すとは思ってもよらないが、当時においてはそうとは知らず、異なる公文書を希望することはなく、保有個人情報の開示請求を希望していたものである。
- (㉙) 以上のことから、実施機関は、存否応答拒否として公文書不開示決定処分としたことについて、手続きに瑕疵があり、違法である。

イ 本件開示請求について

- (イ) 本件開示請求により上記ア(イ)と同じ公文書を提示して開示請求した。
- (ロ) 実施機関は、当該保有個人情報、保有していないため存在しないとして、本件処分をしているが、上記ア(ロ)にあるとおり、実施機関は対象文書がある旨を先のメールに記しており、当該保有個人情報は存在していることから、その理由は虚偽に当たり、違法である。
- (ハ) 実施機関は、対象文書について再検討したところ、「鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課において作成した、精神保健福祉相談記録（受付番号〇号）をもとに作成した全ての書面」を請求しているものと判断している。
- (ニ) このことについて、実施機関は、当該保有個人情報開示請求において審査請求人の意図に変化はなく酷似する件名による同じ対象であり、また、再検討のみしたとして審査請求人の意図の再確認を怠ったままであるにも関わらず、独自の解釈等により「保有する」を「作成した」に、結果に影響を及ぼす形で変更している。
- (ホ) さらに、上記ア(ハ)につき審査請求人と実施機関の間において意図及び判断等は合致していることについては、審査請求人作成の令和〇年〇月〇日付け保有個人情報開示請求書及び実施機関作成の令和〇年〇月〇日付け障福第〇号保有個人情報不開示決定通知書の内容をみれば明らかである。
- (ヘ) よって、実施機関は、上記アの手続きに瑕疵があるにとどまらず、独自に対象文書を「作成した」ものと改ざん等した上で、文書を作成した事実はないとしていることについて、重大・明白な瑕疵が認められることから、弁明書に記載の本件処分の理由は、失当である。
- (キ) 以上のことから、本件処分については、やはり、違法である。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 不開示決定の理由

精神保健福祉相談記録（受付番号〇号）を基に、実施機関である鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課が作成した文書は存在しないことから、対象保有個人情報は保有していない。

(2) 令和〇年〇月〇日付け公文書開示請求への対応

当該公文書開示請求の対象となる文書について障害福祉課で検討した結果、「鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課において保有する、精神保健福祉相談記録（受付番号〇

号)をもとに作成した全ての書面」を請求しているものと判断した。

〇〇地域振興局保健福祉環境部が作成した精神相談記録(継続者用)がこれに該当する。

精神相談記録(継続者用)は、審査請求人が行った過去の保有個人情報開示請求にて既に開示したことがある文書であるため、審査請求人に対し、メールにより、情報公開制度における個人情報の取扱いについて説明するとともに請求内容について確認した。

当該公文書開示請求への対応を検討した結果については、当該公文書の存否を答えること自体が鹿児島県情報公開条例(平成12年鹿児島県条例第113号)第7条第1号の規定により不開示とされる特定の個人を識別することができる個人に関する情報を開示することとなるため存否応答拒否として公文書不開示決定処分とした。

(3) 本件開示請求への対応

本件開示請求の請求内容は、前述の公文書開示請求の請求内容と概ね同じであったが、対象となる文書について当課で再検討したところ、「鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課において作成した、精神保健福祉相談記録(受付番号〇号)をもとに作成した全ての書面に記載されている開示請求者の情報」を請求しているものと判断した。

精神保健福祉相談記録(受付番号〇号)をもとに鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課において新たに文書を作成した事実はないため、本件処分とした。

(4) 精神保健福祉相談について

精神保健福祉相談については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第47条が根拠規定になっている。具体的には、都道府県は、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、必要に応じてその精神障害者の状態に応じた適切な医療施設を紹介しなければならないこととなっており、保健所が対応している。

保健所では、患者本人や家族からの相談、警察官からの通報や情報提供があった場合には、対象者の居宅を訪問するなどして、医療機関の受診勧奨、生活指導、社会復帰の援助等を行っている。

(5) 精神保健福祉相談記録について

県が平成8年3月に作成した保健所における精神保健福祉業務運営要領に示した様式を各保健所が準用しているもので、保健所が新規に精神保健福祉相談を受けた場合に記録し今後の対応について処理を行うものである。

精神保健福祉相談は、保健所が対応しているため、実施機関では精神保健福祉相談記録(受付番号〇号)を基に新しい文書を作成することはない。

(6) 精神保健福祉相談記録を取得した目的

精神保健福祉相談記録等は、保健所で作成・保有されるものであり、通常、実施機関に送付される文書ではない。

本件精神保健福祉相談記録等は、過去に審査請求人から、〇〇地域振興局保健福祉環

境部地域保健福祉課（〇〇保健所）に保有個人情報開示請求があり、開示決定に際して、学事法制課と協議を行うために、対象保有個人情報として、本庁主務課である実施機関に送付されたものであり、これを基に新しい文書を作成することはない。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和4年8月16日	諮問を受けた。
9月14日	実施機関から弁明書の写しを受理した。
9月29日	実施機関から反論書の写しを受理した。
令和5年5月24日	諮問の審議を行った。（事務局による事案の説明）
6月28日	諮問の審議を行った。（実施機関から処分理由等を聴取）
7月26日	諮問の審議を行った。
8月30日	諮問の審議を行った。

##### (2) 審査会の判断

###### ア 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課において、精神保健福祉相談記録（受付番号〇号）をもとに作成した全ての書面に記載されている審査請求人の情報である。

実施機関は、上記3(1)のとおり、〇〇地域振興局保健福祉環境部が作成した精神保健福祉相談記録（受付番号〇号）をもとに鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課において新たに文書を作成していないことから、本件対象保有個人情報を保有していないため、不開示としたとしている。

審査請求人は、上記2(2)のとおり、本件処分の取消しを求めていることから、本件処分の妥当性について検討する。

###### イ 本件処分の妥当性について

###### (ア) 精神保健福祉相談記録について

県では、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条を根拠に、保健所が精神保健福祉相談を実施しており、精神保健福祉相談記録は、保健所が新規に精神保健福祉相談を受けた場合に記録するものである。

実施機関は、「精神保健福祉相談記録は、通常、保健所から実施機関に送付される文書ではないが、本件精神保健福祉相談記録は、過去の審査請求人から出先機関への保有個人情報開示請求において、実施機関が学事法制課と協議を行うために出先機関から送付されたものであり、これを基に新しい文書を作成することはない。」と説明している。

県では、出先機関に開示請求がなされた場合は、出先機関が作成した開示決定等

の文書により、本庁主務課が学事法制課と開示決定に係る協議を行っている。

(イ) 対象保有個人情報の特定について

審査請求人は、「令和〇年〇月〇日付け公文書開示請求時と本件開示請求で実施機関の対象公文書の特定方法が異なっていることについて、実施機関が独自の解釈により「実施機関が保有する書面」を「実施機関が作成した書面」に、結果に影響を及ぼす形で変更している。」と主張しているが、審査請求人は、本件開示請求で実施機関である障害福祉課が作成した審査請求人の情報を開示請求していることから、実施機関の対象保有個人情報の特定に問題は認められない。

以上のことから、対象保有個人情報を保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は見受けられず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、本件対象保有個人情報の不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ その他の主張について

審査請求人は、令和〇年〇月〇日付け公文書開示請求の処分に関する事など、その他にも種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。